



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年8月7日金曜日 第2089号

◇ 目 次 ◇ 規 則

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則..... 744

告 示

- 保安林予定森林..... 745
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示..... 745
- 加入区の設定(養殖共済)..... 746
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 747
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... 747
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... 747
- 道路の供用開始(県道岩城環状線)..... 747
- 開発行為に関する工事の完了..... 747
- 道路の区域変更(県道美川小田線)..... 747
- 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 748

- 道路の区域変更(一般国道197号)..... 748
- 道路の位置の指定..... 748
- 道路の区域変更(県道大洲野村線)..... 748
- 道路の供用開始(")..... 749
- 道路の供用開始(県道大洲長浜線)..... 749
- 道路の供用開始(県道内子双海線)..... 749

公 告

採石業務管理者試験の実施..... 749

選挙管理委員会告示

愛媛県知事解職請求代表者証明書の交付..... 749

労働委員会告示

企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部改正..... 750

規 則

○愛媛県規則第47号

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年8月7日

愛媛県知事 加戸守行

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則(昭和62年愛媛県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>徴収基準額表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">省略</div> <p>注1 この表のC1階層における「均等割の額」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8、附則第5条第3項並びに附則第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1階層からD19階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用し</p>	<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>徴収基準額表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">省略</div> <p>注1 この表のC1階層における「均等割の額」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7</p> <p><u>、</u>附則第5条第3項<u>及び</u>附則第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1階層からD19階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用し</p>

ないものとする。

(1) 所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項

(3) 省略

3～8 省略

別表第2(第3条関係)

徴収基準額表

省略

注1 この表のC1階層における「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8、附則第5条第3項並びに附則第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD1階層からD14階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項

(3) 省略

3～7 省略

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の規定は、平成21年4月分以後の徴収額について適用し、同年3月分以前の徴収額については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1022号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 8 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林予定森林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字花平甲 543、字中ノ村丁 312、字ウトウ谷丁 444 の 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条19の2第1項及び第41条の19の3第1項

(3) 省略

3～8 省略

別表第2(第3条関係)

徴収基準額表

省略

注1 この表のC1階層における「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8、附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD1階層からD14階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条19の2第1項及び第41条の19の3第1項

(3) 省略

3～7 省略

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1023号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成21年3月愛媛県告示第380号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内

容を今治市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成21年 8月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明である通知の相手方	備 考
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙244	住所不明 田 鍋 サ ラ	森林所有者
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙252、字ヒロセ丙283	住所不明 門 田 嘉太郎	"
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙254	住所不明 田 鍋 芳太郎	"
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙255、字ヒロセ丙282	今治市日吉甲382 - 1 田 鍋 積	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙276、字下谷丁454の18	住所不明 稲 田 喜太郎	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙277	住所不明 正 岡 平 太	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙279、字岩門丁427の19	北条市才之原甲95 井 門 淳	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙284、字下谷丁454の19	今治市玉川町龍岡上丙184 門 田 良 雄	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙285、字高橋谷丁445の1	今治市玉川町龍岡上丙122 田 鍋 春 樹	"
今治市玉川町龍岡上字藤ヶ峰丁210、字下谷丁454の20	東京都世田谷区大原 1 - 36 - 11 平 尾 雅 子	"
今治市玉川町龍岡上字中ノ村丁284	今治市玉川町龍岡上甲393 森 久 雄	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁426の14	今治市別宮 稲 田 兼 連	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁427の7、丁427の10	今治市玉川町龍岡上乙山本 章	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁427の7、字高橋谷丁445の16、字島ヶ谷丁447の17、丁447の19、丁447の20	今治市玉川町龍岡上丙185 田 鍋 貞 一	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁427の11	今治市玉川町龍岡上乙194 越 智 厚 子	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁428の1、丁428の2	住所不明 稲 田 長 吉	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁428の1	住所不明 稲 田 イツヨ	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁428の2	住所不明 田 鍋 政 一	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁432の1	今治市波止浜703 瀬 野 利 一	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁432の1	今治市波止浜703 瀬 野 長 久	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁433の21	今治市鳥生1238 田 窪 一	"
今治市玉川町龍岡上字ヤゲン谷丁435の19	今治市別宮町381 井 上 正 一	"
今治市玉川町龍岡上字太平谷丁436の2	今治市本町208番戸 梶 田 博	"
今治市玉川町龍岡上字ウシガ谷丁438の7	今治市黄金町 4 - 1 - 17 和 田 道 久	"

今治市玉川町龍岡上字ウシガ谷丁438の9	今治市玉川町龍岡上甲122 別 府 幸 男	"
今治市玉川町龍岡上字ウシガ谷丁438の9	今治市玉川町龍岡上甲122 別 府 公 忠	"
今治市玉川町龍岡上字ウシガ谷丁438の11、丁438の20	松山市鴨川 1 - 2 - 1 山 本 康 久	"
今治市玉川町龍岡上字フキヶ谷丁441の2	住所不明 稲 田 辰 治	"
今治市玉川町龍岡上字馬場丁442の3、丁442の19	今治市玉川町龍岡上丙216 稲 田 俊 雄	"
今治市玉川町龍岡上字ウトウ谷丁443の9	今治市今治村 稲 田 守	"
今治市玉川町龍岡上字ウトウ谷丁443の13	今治市玉川町龍岡下甲219 羽 藤 啓 太	"
今治市玉川町龍岡上字ウトウ谷丁444の15	今治市玉川町龍岡下甲280 正 岡 良 雄	"
今治市玉川町龍岡上字高橋谷丁445の19	今治市玉川町龍岡上丙195 田 鍋 鶴 男	"
今治市玉川町龍岡上字島ヶ谷丁446の7	今治市玉川町純川丙158 森 茂 之	"
今治市玉川町龍岡上字島ヶ谷丁446の7	今治市玉川町純川丙158 森 久 義	"
今治市玉川町龍岡上字島ヶ谷丁446の12	今治市蔵敷1284 田 鍋 喜與治	"
今治市玉川町龍岡上字下谷丁454の16	住所不明 田 鍋 貞 吉	"
今治市玉川町龍岡上字下谷丁454の20	広島県豊田郡久友村沖友1510 河 本 武 士	"
今治市玉川町龍岡上字下谷丁454の23	東京都中野区中野駅前18 吉 崎 恵 子	"

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1024号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成21年 8月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割

り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業又は小割り式2年魚しまあじ養殖業

加入区の名 称	区 域
宇和海第181加入区	宇特区第349号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第1025号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は

起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年 8 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年 8 月 7 日から 8 月20日まで

○愛媛県告示第1026号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画臨港地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 8 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1027号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成21年 8 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第90号	松山市東長戸三丁目5-5	松 居 邦 房	松山市東長戸三丁目5-5	平成21年7月10日

○愛媛県告示第1028号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 8 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城5394番から 越智郡上島町岩城5577番1地先まで	平成21年 8 月 7 日

○愛媛県告示第1029号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 8 月 7 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
21中局建（開）第20号 平成21年 7 月29日	伊予市上野字ラサ925番1、926番、927番2、933番3、934番5、935番1 及び農道	伊予市上野815番地 阿 部 久 雄

○愛媛県告示第1030号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 8 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川4340番 2 地先から 同町大川4254番 4 地先まで	旧	メートル 3.6 ~ 5.4	キロメートル 0.139	
		上浮穴郡久万高原町大川4340番 2 から 同町大川4254番 4 まで	新	5.0 ~ 21.4	0.139	

○愛媛県告示第1031号

西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・魚成地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 8月 7日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・魚成地区計画書の写し
- (2) 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成21年 8月10日から 9月 4日まで

3 縦覧場所

西予市役所城川総合支所

○愛媛県告示第1032号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 8月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	八幡浜市郷1番耕地913番 2 地先から 八幡浜市大平1番耕地381番 1 地先まで 及 び 八幡浜市郷1番耕地913番 2 から 八幡浜市郷3番耕地141番 1 まで 及 び 八幡浜市大平1番耕地356番 2 から 八幡浜市大平1番耕地356番 2 まで	旧	メートル 7.6 ~ 27.0 19.0 ~ 64.0	キロメートル 5.364 0.508	
		八幡浜市郷1番耕地913番 2 地先から 八幡浜市大平1番耕地381番 1 地先まで 及 び 八幡浜市郷1番耕地913番 2 から 八幡浜市郷2番耕地58番 2 まで 及 び 八幡浜市松柏己121番 1 から 八幡浜市松柏己68番 2 まで 及 び 八幡浜市大平1番耕地264番 2 から 八幡浜市大平1番耕地349番 1 まで	新	7.6 ~ 27.0 10.8 ~ 64.0 9.9 ~ 54.6 12.6 ~ 31.2	5.364 0.791 0.124 0.044	

○愛媛県告示第1033号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 8月 7日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 指定年月日及び番号

平成21年 7月24日 21大土建（道）第2号

2 道路の位置

大洲市阿蔵字シバラ甲 619 番の一部・甲 627 番13の一部・甲 5

90番 5 ・ 甲 604 番 ・ 甲 620 番 6 ・ 甲619番地先道

幅員 4.00メートル

延長 167.30メートル

3 申請人の住所及び氏名

大洲市若宮 596 番地 2

有限会社 太田商事

代表取締役 太田 稔

4 図面省略

○愛媛県告示第1034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 8月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川字入船甲3795番 2 から 同市蔵川字入船甲3796番 2 まで	旧	メートル 4 9 ~ 8 3	キロメートル 0 .036	
			新	8 6 ~ 11 8	0 .036	

○愛媛県告示第1035号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 8 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川字入船甲3795番 2 から 同市蔵川字入船甲3796番 2 まで	平成21年 8 月 7 日

○愛媛県告示第1036号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 8 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市八多喜町乙22番10から 同町甲145番 3 地先まで	平成21年 8 月 7 日

○愛媛県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 8 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	喜多郡内子町河内810番 3 から 同町河内820番 4 地先まで	平成21年 8 月 7 日

公 告

○公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和25年法律第 291 号）第32条の13第 1 項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成21年 8 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の場所
松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）
- 試験の日時

平成21年10月 9 日（金）10時

3 受験願書の提出期間

平成21年 9 月 9 日（水）から同月18日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部管理局土木管理課又は住所を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 116 条において準用

する同令第91条第2項の規定により、次の者に対し、平成21年7月30日愛媛県知事解職請求代表者証明書を交付した。

平成21年 8 月 7 日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

松山市祝谷二丁目5番4号 福 岡 英 二

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第3号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成21年7月24日認定したので、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（昭和42年8月愛媛県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成21年 8 月 7 日

愛媛県労働委員会

会 長 白 石 喜 徳

表水管理センターの項を削り、表水道サービス課の項の次に次のように加える。

水道管路管理センター	センター長、専門監、主幹
浄水管理センター	センター長、水質管理担当調整監、専門監、主幹